

令和 3 年 11 月 2 日

東京都知事 小 池 百合子 殿

知事ヒアリングに関する要望書

一般社団法人 東京都電設協会

意見・要望事項

1. 公共事業の推進について

コロナ禍において先行きの不透明感は依然として続いている。景気を下支えするためにも公共事業を推進していただきたい。

【要望理由】

コロナ禍によって特に民間工事では「工事の中止・工期の延期」等があり、中小企業は、その影響を受けざるを得ない。先行きの不透明感は依然とし続いており、多くの中小企業は不安を抱えながら事業活動を進めているのが現状である。それゆえ、公共投資は必要であり、景気を下支えするためにも経済対策としても公共事業を推進していただきたい。

公共事業は内需への貢献とともに雇用の受け皿になる。そして、東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも事業機会の創出は重要と考える。

2. 4週8閉所の実現について

- (1) すべての工種について、「概成工期」の設定を適切に行っていただきたい。
- (2) 工事の進捗管理を的確かつ十分に行い、建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与えることがないようにしていただきたい。
- (3) 建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与える状況が生じた場合は、設備工事の工期を確保するための全体工期の延長や契約金額の変更（増額）を適切に行っていただきたい。

【要望理由】

政府の「働き方改革実行計画」により、改正労働基準法による罰則付きの時間外労働の規制は、建設業については施行から2024年までの5年間、適用が猶予されているが、一般社団法人 日本建設業連合会は2021年度末までに、4週8閉所を実現するとの目標が掲げられている。

しかしながら現実には、官民の工事を問わず、建築主体工事業者による土曜日の閉所は行われず、ほとんど毎土曜日に作業が行われているのが現状である。

建築工事の遅れについては、最終的な竣工・引渡時期が変更されないため、設備工事の実工期を短縮して間に合わせている事例が多く見られる。

総労働時間や深夜作業の増加など、労働環境・条件にも極めて大きな影響を与えており、早急に改善していただきたい。

また、工期の延長ができず、作業員の増員や作業時間の延長により対応しなければならぬ場合、契約金額の変更（増額）がなされるのは当然であると考えます。

以上